

<p>最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運 転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>	<p>一 (略) 二 建設業法施行令第三十七条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第九号に規定する者を除く。)</p>
<p>(略)</p>	<p>一 (略) 二 建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第九号に規定する者を除く。)</p>

附 則
この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和六年十二月十三日から適用する。
○厚生労働省告示第二十二号
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十二条及び電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)第十条第二項の規定に基づき、エックス線装置構造規格(昭和四十七年労働省告示第四十九号)の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、令和七年四月一日前に製造され、又は輸入されたエックス線装置については、この告示による改正後のエックス線装置構造規格の規定にかかわらず、なお従前の例による。
令和七年二月十日
厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

<p>2・3 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 224 383 515"> <p>手持ち撮影を意図しない口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が一二五キロボルト以下のもの</p> </td> <td data-bbox="159 515 383 851"> <p>装置表面</p> </td> <td data-bbox="159 851 383 1075"> <p>五〇マイクログレイ毎時</p> </td> </tr> </table>	<p>手持ち撮影を意図しない口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が一二五キロボルト以下のもの</p>	<p>装置表面</p>	<p>五〇マイクログレイ毎時</p>	<p>2・3 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1164 383 1456"> <p>(新設)</p> </td> <td data-bbox="159 1456 383 1792"> <p>(新設)</p> </td> <td data-bbox="159 1792 383 2016"> <p>(新設)</p> </td> </tr> </table>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>手持ち撮影を意図しない口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が一二五キロボルト以下のもの</p>	<p>装置表面</p>	<p>五〇マイクログレイ毎時</p>					
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>					
<p>エックス線装置の区分</p>	<p>地 点</p>	<p>空気カーマ率</p>					
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>改正後</p>					
<p>エックス線装置の区分</p>	<p>地 点</p>	<p>空気カーマ率</p>					
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>改正前</p>					

(構造)
第一条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十三条第三項第二十二号に掲げるエックス線装置(以下「エックス線装置」という。)のうち医療用のもののエックス線管は、利用線錐以外の部分のエックス線の自由空气中の空気カーマ率(以下「空気カーマ率」という。)が、次の表の上欄に掲げるエックス線装置の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる地点において、それぞれ同表の下欄に掲げる空気カーマ率以下になるように遮へいされているものでなければならない。

(構造)
第一条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十三条第三項第二十二号に掲げるエックス線装置(以下「エックス線装置」という。)のうち医療用のもののエックス線管は、利用線錐以外の部分のエックス線の自由空气中の空気カーマ率(以下「空気カーマ率」という。)が、次の表の上欄に掲げるエックス線装置の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる地点において、それぞれ同表の下欄に掲げる空気カーマ率以下になるように遮へいされているものでなければならない。